

グループ通算制度が 始まりました！！



連結法人は、特段の手続なく令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度が適用されます。

なお、グループ通算制度における「注意事項」と「利便性向上施策」は以下のとおりです。

※ グループ通算制度へ移行しない場合は、「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」を令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに提出する必要があります。

注意事項

① 通算子法人も法人税等の申告が必要です。

連結納税制度とは異なり、親法人だけでなく子法人も、法人税及び地方法人税の申告をする必要があります。

② 法人税等の申告が電子申告義務化の対象になります。

通算法人は資本金の額又は出資金の額に関わらず、法人税及び地方法人税の申告を電子申告により行う必要があります。

※ 法定申告期限までに電子申告によらず、書面により申告した場合、無申告加算税の賦課対象になります。

また、通算法人となった最初に開始する事業年度開始の日から1月以内に「e-Taxによる申告の特例に係る届出」を所轄税務署長に対し提出する必要があります。

※ 既に提出している法人は提出不要です。

利便性向上施策

通算親法人が子法人分の法人税等の申告・申請・届出をまとめてe-Taxにより提供することを可能としました。

さらに、ダイレクト納付にて通算親法人が一括で納付を行うことを可能としました。
(詳細は次ページをご覧ください。)

詳細はこちらを
ご覧ください

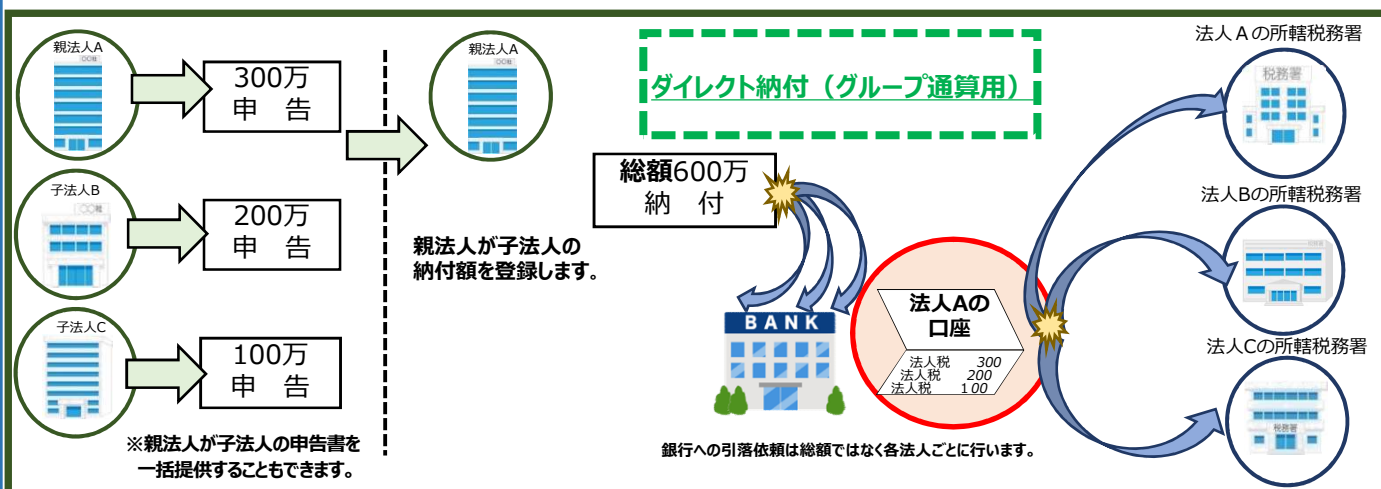


ダイレクト納付(グループ通算用) ～通算親法人による一括納付～

ダイレクト納付(グループ通算用)の概要

ダイレクト納付(グループ通算用)とは、通算親法人が各通算法人の法人税又は地方法人税を連記式で入力することで一括してダイレクト納付することができる機能です。

ダイレクト納付(グループ通算用)をご利用いただければ受信通知(納付区分番号通知)から1件ずつダイレクト納付する必要がありません。



《ご利用にあたって》

- ・ダイレクト納付(グループ通算用)を利用できるのは親法人のみです。
- ・法人税又は地方法人税のみご利用いただけます。
- ・ダイレクト納付をご利用される日のおおむね1ヶ月前までに、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を作成の上、税務署又は利用される金融機関に届出書を提出してください。
なお、届出書については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

特集ページアドレス

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/index.htm

《掲載内容》

- ・グループ通算制度の概要
- ・グループ通算制度に関する様式等
- ・取扱通達
- ・よくある質問



国税庁 グループ通算

検索